

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する
毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十六年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成二十七年二月十七日（火）
午前十時から正午まで

- 2 場所 奈良市船橋町一〇番地
奈良県立大学

三 試験の方法及び試験科目

- 1 試験は、筆記試験（マークシート方式）及び実地試験（マークシート方式）とします。

- 2 筆記試験は、次の事項について行います。

ア 毒物及び劇物に関する法規
イ 基礎化学

- ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法
施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」といいます。）別表
第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別
表第二に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵方法その他取扱方法
- 3 実地試験は、次の事項について行います。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲
げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲
げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験願書の提出期間、提出先等

- 1 提出期間 平成二十七年一月七日（水）から同月九日（金）まで
- 2 提出先 奈良市登大路町三〇番地 奈良県医療政策部薬務課

- 3 受験願書を郵送する場合は、平成二十七年一月九日（金）までの消印のあるものに限り有効とします。

五 提出書類

- 1 受験願書（奈良県医療政策部薬務課における交付及び同課のホームページからのダウンロードにより、用紙を取得できます。）
- 2 写真（名刺判で、出願前六箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影し、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの） 一枚

六 受験手数料

一万五百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないでください。）

七 その他

- 1 合格者の発表は、合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、奈良県公報に登載し、別に合格者宛て通知します。
- 2 提出した書類及び受験手数料は、一切還付しません。
- 3 受験願書に虚偽の記載をしたり、試験場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があった場合は、受験を停止し、退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことがあります。